

令和7年度ローンオペレーター育成支援補助金の

変更承認及び実績報告について

R7.11.18

(申請の手引の変更承認及び実績報告に関連する内容をもとに注意書き等を記載しています。)

1 変更承認について

① 変更承認申請（該当する場合のみ）

- 交付決定後に事業内容を変更する場合、事前に変更承認申請が必要な場合がありますので、速やかにご相談ください。
- 取得資格の安易な変更（国家資格→民間資格など）や令和8年2月28日を超える事業期間の延長など場合によっては、変更申請を承認せず、交付決定を取り消しすることもあり得ますので、あらかじめご了承ください。
- 価格改定等により補助対象経費が増加した場合においても、交付決定額の増額は行いません。



<注意>

変更承認申請は、事業着手（講座・試験等の申し込み）を行う前に承認を得る必要がございます。実績報告時に変更承認申請が生じないように、ご注意ください。

2 実績報告について

② 実績報告

- 事業完了から 10 日以内又は令和8年3月6日（金）のいずれか早い日まで下記書類をご提出ください。
 - ① ドローンオペレーター育成支援補助金実績報告書（様式第9号）
 - ② ドローンオペレーター育成事業実績書（様式第10号）
 - ③ 証拠帳票類の写し
 - 申込書（講座受講の申込日が分かる書類）
 - 修了証（講座の修了証や受講証明書または民間資格の取得が証明できる書類等）
 - 請求書（請求書が発行されない場合で、支払書と領収書で内容が確認できる場合は不要）
 - 支払書（振込履歴や会社クレジットカードの明細書など）
 - 領収書（現金で支払った場合は、会社の現金出納簿など会社等が負担したことが分かる帳簿等を添付してください。）
 - ④ 講座を修了したことが分かる書類、（国家資格取得の場合は）指定試験機関を合格したことが分かる書類。



<注意>

令和8年2月28日までに「申請者」が最終的に支払いした経費が補助金対象経費となります。もし、受講したオペレーターが立て替えて支払った場合は、申請者側が最終的に支払いしたことを証明できる資料をご提出ください。

③ 県 額の確定

- 実績報告書の内容に基づき、補助金の交付額を確定し、額確定通知書を送付します。

④ 補助金請求

県からの額確定通知書が届いたら、交付請求書（様式第12号）を提出してください。

3 補助上限、補助率、補助対象経費

（1）補助事業概要

- 補助率：3分の2以内
- 補助額：1事業者あたり100万円以内（上限）※千円未満切り捨て
- 事業期間：交付決定の日から令和8年2月28日まで

補助対象経費		補助率等	一人当たり 補助上限	一者当たり 補助上限
国家資格取得にかかる経費(※1)	資格を取得するために必要な講座の受講経費、資格試験手数料であって、申請者が講座実施機関等に対して支払ったもの	2/3以内	40万円	100万円
民間資格取得にかかる経費(※2)			30万円	

- ※1 国家資格とは、航空法（昭和27年法律第231号）第11章第3節で規定する無人航空機操縦者技能証明をいう。※限定変更を含む
- ※2 民間資格とは、国土交通省航空局のホームページ内の「[無人航空機の講習団体一覧](#)」に掲載されている講習団体が講習する技能認証をいう。
- ※3 国、県、市町等が実施する他の補助制度の対象となっている事業については、交付を受けることはできません

（2）補助対象経費

補助対象経費は、県内においてドローンを活用したサービスの提供を図るため、県内の事務所に所属するドローンオペレーター資格取得者の育成に要する経費であって、以下の全ての条件に適合する講座の受講経費と資格試験手数料です。

- ① 補助金交付決定日から令和8年2月28日までの間に取得する資格に必要な経費であって、支払いが完了した経費
- ② 申請者が最終的に支払いをした経費
- ③ 本補助事業に係るものと明確に区分できる経費

※カリキュラムが特殊な講座等については、受講料等の妥当性を確認するため、他社の同種または類

似の講座等の資料を求めることがあります。

※講座の受講経費は、入学料、受講料、教科書代等で、あらかじめ受講案内等で定められたものです。

※資格・試験手数料は、以下の該当する手数料です

- ① 指定試験機関（一般財団法人日本海事協会）が実施する試験（学科試験・実施試験・身体検査）
- ② 技能証明書の交付申請にかかる手数料
- ③ 国土交通省航空局のホームページ内の「無人航空機の講習団体一覧」に掲載されている講習団体が講習する技能認証を取得するための試験

《補助対象とならない経費の例示》

- 令和8年2月28日までに支払いが行われていない経費
- 県外の事務所・事業所の従業員が資格を取得するための経費
- 受講に必要な備品の購入費用（機体の購入費など）
- 交付決定前に受講・受験の申込みまたは支払いが行われている取引に係る経費
- 令和8年2月28日までに取得できなかった資格にかかる経費

※国家資格取得の場合、令和8年2月28日までに、指定試験機関の合格証明書が発行されない時は、講座受講費用を含む全ての経費が補助対象外となりますので、ご注意ください。

- 補助事業と無関係の経費と混合して支払われ、補助対象分が明確に区別できない経費
- 申請者が負担していない経費（最終的に受講者個人が負担した経費）
- 商品券・金券・仮想通貨・クーポン・ポイントによる支払いを行った経費
- 資格取得に直接要する経費以外（受験に係る旅費交通費や宿泊費など）
- 受講した講座と関連性がない資格取得に要する経費

（3）利益等排除について

補助対象経費に自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合は、実施要綱別表2の方法により利益等を控除する必要があります。

《実施要綱別表2（抜粋）》

1 利益等排除の対象となる調達先

以下の（1）～（3）の関係にある会社から調達を受ける場合は、利益等排除の対象とします。

- （1）補助事業者自身
- （2）100%同一の資本に属するグループ企業
- （3）補助事業者の関係会社（上記（2）を除く）

4 補助事業終了後

- 申請年度を含む3年間、毎年、事業の状況について報告していただきます。
- 事業終了後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本補助金の交付決定を取り消すとともに、期限を定めて補助金の返還を求めます。
- 本補助金支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、取組に係る実施状況に関

する検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。

- 県補助金に係る収入及び支出の事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整理するとともに、本申請に係る書類一式については、事業完了した日の属する県会計年度の終了の翌年度から5年間保管してください。



<注意>

補助事業終了後、県が設置する長崎県ドローンプラットフォームに速やかに加入ください。

[長崎県 DRONE PLATFORM](#)

5 問い合わせ先等

◎補助金の制度等に関するお問い合わせは、こちらの[お問い合わせフォーム](#)からご質問ください。

※県のウェブサイトによくある質問と回答を掲載しますので、そちらもご確認ください。